

新宿区におけるこれまでの取組みについて

1 新宿区の公契約に関する取組み(要綱から条例へ)

新宿区では、「新宿区調達のある方（指針）」（平成 22 年 4 月）に基づき、公契約（区が発注者となる契約全般）の透明性・公正性・競争性の向上を図り、適正な履行と良好な品質を確保するとともに、適正な労働環境の整備を推進してきた。

加えて、平成 22 年 7 月から「新宿区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱」を施行し、区独自の最低賃金水準額を設定するとともに、予定価格 2 0 0 0 万円以上における工事・委託契約について、労働環境の確認を行い、適正な労働環境を確保してきた。

一方で、1 0 月の消費税率引き上げ、2 0 2 0 東京オリンピック・パラリンピック競技大会終了後の景気動向等に適切に対応するため、公契約に係る制度を強化し（別紙、「要綱から条例への変更点」参照）、より効果的な運用を持続的に行うため、新宿区公契約条例を制定した。

2 公契約条例制定にいたる経過等

- (1) 平成 30 年 11 月 13 日 庁内に検討委員会・検討部会を設置し、公契約に係る新たなルールづくりの検討を開始
(令和元年 5 月 14 日までに検討委員会・検討部会を各 6 回、計 12 回を開催)
- (2) 平成 30 年 11 月 26 日 検討委員会の検討結果について事業者・団体等から意見聴取を
～12 月 14 日 実施
- (3) 平成 31 年 2 月 15 日 公契約条例骨子案についてパブリック・コメントを実施
～3 月 8 日 (※期間中に公契約条例骨子案について説明会を開催)
- (4) 令和元年 6 月 4 日 区議会第 2 回定例会へ条例案を送付
- (5) 令和元年 6 月 21 日 区議会本会議で条例案可決
- (6) 令和元年 7 月 25 日 条例に関する説明会開催（第 1 回目）
8 月 7 日 ” ” （第 2 回目）
- (7) 令和元年 10 月 1 日 条例施行
- (8) 令和元年 11 月 5 日 第 1 回新宿区労働報酬等審議会開催
- (9) 令和元年 12 月 13 日 第 2 回新宿区労働報酬等審議会開催
- (10) 令和 2 年 1 月 会長から区長へ答申（予定）

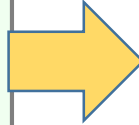
要綱から条例への主な変更点

要綱等

公契約条例

①労働環境の確認等の適用範囲

- ①工事請負契約 予定価格2000万円以上
- ②業務委託契約 予定価格2000万円以上
- ③指定管理協定 全件

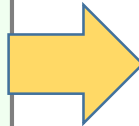


- ①工事請負契約 予定価格2000万円以上
- ②業務委託契約 予定価格1000万円以上
- ③指定管理協定 全件

②労働報酬下限額の設定

労働環境の確認等の対象に、適正な賃金確保を図ることを目的とした区独自の最低賃金水準額を設定。

〈参考〉令和元年度最低賃金水準額
工事請負契約：東京都公共工事設計労務単価の9割
業務委託契約、協定：時間単価1,020円



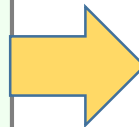
公契約の業務に携わる労働者等に支払われるべき報酬の下限額である労働報酬下限額を設定。

労働報酬下限額については、労働報酬等審議会の意見を聴いたうえで区長が決定する。

※令和元年度労働報酬下限額については令和元年度最低賃金水準額と同額とした。

③労働者等への周知

規定なし

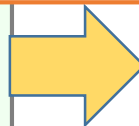


受注者は次の事項を書面等で労働者等に周知しなければならない。

- ①条例が適用される労働者等の範囲
- ②労働報酬下限額
- ③労働者等が申出をする時の申出先
- ④申出をした労働者等への不利益取扱いの禁止

④労働者等の申し出

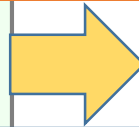
規定なし



労働者等が報酬の支払いに疑義のある場合、その他条例違反の疑いがある場合、区長又は受注者等に申出ることができる。

⑤労働報酬等審議会の設置

規定なし

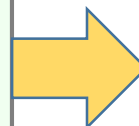


労働報酬下限額その他区長が必要と認める事項について調査審議を行う区長の附属機関を設置。

⑥労働環境の確認

契約締結時に労働環境チェックシートにより実施。

【確認項目】
工事請負契約、業務委託契約 20項目
協定 24項目



契約締結時に労働環境確認報告書により実施、業務完了日の1月前に再度適正な労働環境であるか確認。

【確認項目】(下請負等に係る確認事項を充実)
工事請負契約 32項目
業務委託契約、協定 30項目

令和元年度 新宿区労働報酬等審議会 日程

第1回審議会 11月5日（火）13時～15時

- 議事 令和2年度労働報酬下限額について
事務局が示す考えられる方策について意見交換。



審議会終了後、事務局が委員の意見等を踏まえて、
答申（案）を作成



第2回審議会 12月13日（金）10時～12時

- 議事 令和2年度労働報酬下限額について
事務局が示す答申（案）について意見交換し、
審議会として答申（案）をまとめる。



1月

- 会長が区長へ答申（予定）